

## 小美玉市議会「議会広報紙」編集方針

「議会広報紙」は、議会が市民に対して議会活動を伝える小美玉市議会基本条例に基づく広報媒体であり、市民と議会をつなぐ架け橋である。本方針は、議会活動の透明性を高め、市政への関心を育み、市民参加を促すことを目的に、今後の編集・発行における基本的な考え方を定める。

### 1. 基本理念

市民と共に歩む議会の実現を目指し、広報紙を通じ市民との信頼関係を築き、議会をより身近で分かりやすい存在とするため、単なる情報の伝達ではなく、市民との対話の入り口となる広報紙とする。議会の動きを正確に伝えるだけでなく、市民が議会の意義や影響を自らの暮らしと結びつけて理解できるよう工夫する。

### 2. 編集の重点方針

#### ① 手に取りたくなる工夫

議会広報紙を手にとってもらうための第一印象を重視する。表紙には市民の目を引く写真や色使い、親しみやすいキャッチフレーズを活用し、デザインや紙面構成に工夫を凝らす。名称や見せ方についても柔軟に検討し、堅苦しさを和らげる構成とする。

#### ② 見やすく、読みやすいレイアウト

紙面の分かりやすさを重視し、見出しや構成を整理し、読者目線で情報を配置する。文章は簡潔にまとめ、専門用語や制度用語には適宜補足や解説を加える。図表や写真を活用し、視覚的にも情報を把握しやすい紙面とする。

#### ③ 興味を持ちたくなる内容

議会活動が市民の暮らしとどのように関係するかが伝わるよう、身近な話題や地域課題、一般質問を分かりやすく取り上げる。可能な限りその後の動きや議論の経過も紹介し、継続的な関心につなげる。市民の声や日常の気づきが反映されたと感じられるよう、内容に柔軟性と多様性を持たせる。

#### ④ 議会の透明性を高める

議論の内容や決定までの過程を分かりやすく伝え、審議の要点や賛否だけで

なく、議員の視点や背景にも触れる構成とする。これにより議会活動の信頼性を高め、市民の理解を深める。

#### ⑤ 発信手段の多様化

情報を確実に届けるため、紙媒体に加え、デジタル媒体（市ホームページ、行政メール、SNS等）を活用し、市民が必要なときに、必要な方法で情報を得られるよう工夫する。

### 3. 議会広報紙の編集を担う委員会の裁量と権限

議会広報紙の編集、構成、表現に関する実務は、議会内に設置された担当委員会が担うものとする。委員会には、紙面の内容、構成、掲載順序、表現方法について、一定の裁量と判断権限を認める。議会全体の方向性を踏まえつつ、広報紙として伝わりやすく柔軟な紙面づくりを行うことを可能とする。

ただし、議員が個別に作成した文章の掲載や、委員会の裁量を超えると判断される事項については、その表現の妥当性を確認し、必要に応じて議員本人や議会全体の意見を確認するものとする。議会広報紙の最終決定権および発行責任は議長に帰属し、委員会は議長の責任のもとで編集作業を行う。

### 4. 議会事務局の役割

議会事務局は、委員会の方針に基づき、委員会と連携しながら編集業務を遂行する。原稿の取りまとめ、校正、レイアウト調整、印刷・配布など、編集業者が担う実務と役割を分担し、委員会の意図を紙面に的確に反映させる。事務局と業者は密接に連携し、紙面の品質管理と制作進行の調整を適切に行う。

### 5. 企画・運営の進め方

委員会は常に市民の視点を意識し、紙面内容の検討と改善に取り組む。市民アンケートや意見募集を通じて多様な声を集め、それを紙面に反映させる。社会情勢や市民ニーズの変化に応じ、広報紙の在り方を柔軟に見直す。

### 6. 目標

議会広報紙を通じて市民が議会活動を身近に感じ、自らの暮らしと関わるきっかけを生むことを目指す。その結果として議会への関心を高め、市民と議会の対話が自然に育まれる状態を実現する。

広報特別委員会

令和7年9月3日